

令和5年7月18日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 37 回農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和 5 年 7 月 18 日（火） 午前 9 時

2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室

3 出席委員

1 番	中元 茂雄 君	2 番	岡本 幸子 君
3 番	鈴木 喜義 君	4 番	勝本 澄人 君
5 番	大崎 正男 君	6 番	原田 淳一 君
7 番	下土井 進 君	8 番	槇本 正男 君
9 番	寺西 久美子君	10 番	岩政 幸人 君
11 番	吉弘 功 君	12 番	齋藤 貴之 君
13 番	宮本 三雄 君		

4 欠席委員

5 説明のため出席した者

事務局 長 後 昌之 君
事務局次長 中原 賢 君

6 記事ならびに議事録調整者

職 員 伊藤 義人 君

会議に付議した事項

議案第 177 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 178 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 179 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 180 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 181 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 182 号	農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
議案第 183 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地 利用集積等促進計画案の決定について

第37回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第37回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、13名中13名で、定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において
鈴木委員と勝本委員をお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ござ
いませんでしょうか。
（異議なしの声あり）
異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたします。

議長 宮本君 それでは、議事に入ります。
議案第177号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 後君 議案第177号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て、申請人 外1名（田508㎡ 畑313㎡）から別紙調書のとおり
農地所有権等取得のため、農地法第3条第1項の規定による申請があ
ったので許可の可否について農業委員会の意見を求めます。
令和5年7月18日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君
（3条-1） 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番 地目 田 面積508㎡です。
利用状況は畑として耕作中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、受人の要望により譲り渡すものです。
受人は、申請地は自宅に隣接しており、耕作管理が便利のため譲り
受け、引き続き畑として耕作するものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から東に約300mの距
離にある、●●付近の農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件
を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しな
いため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。
申請地は、●●●番 地目 畑 面積6 1 3 m²の内3 1 3 m²です。
利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、高齢のため耕作管理が困難で、後継者もないため譲り渡すものです。
受人は、申請地●●●番の全部を譲り受け、全面積6 1 3 m²の内3 1 3 m²を畑のまま、残りの3 0 0 m²を自己用住宅建設用地として譲り受けるものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から東に約1.4 kmの距離にある、●●付近の農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号1番につきましては、岩政委員、お願いします。

10番 岩政君

今、事務局の方からご説明がありましたとおりでございまして、農業委員が現地調査をいたしました結果、何ら特別に問題はございませんでしたので、皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号2番につきましては、これも岩政委員、お願いします。

10番 岩政君

整理番号2番の件につきましても、関係者で現地確認をいたしました結果、いろんな問題につきましても審議いたしましたが、特別な問題はございませんので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 宮本君

整理番号2番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 よって、質疑を終了し、整理番号 1 番及び 2 番の議案第 1 7 7 号について、原案のとおり可決・承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第 1 7 7 号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして議案第 1 7 8 号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 後君 議案第 1 7 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、申請人 外 1 名 (田 9 7 7 m² 畑 2 1 m²) から別紙調書のとおり農地以外の目的に供するため、農地法第 4 条第 1 項の規定による申請があったので許可の可否について農業委員会の意見を求めます。

令和 5 年 7 月 1 8 日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
(4 条-1) 整理番号 1 番でございます。

申請地は、●●●番 地目 田 面積 9 7 7 m²です。

利用状況は休耕です。

申請人は、申請地に共同住宅 2 棟及び駐車場 1 2 台分を建設するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北に約 2 0 0 m の距離にある、●●に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地であり、第 3 種農地と判断されます。「1 立地基準」「2 一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 中原君 続きまして、整理番号 2 番でございます。
(4 条-2)

申請地は、●●●番 地目 畑 面積 2 1 m²です。

利用状況は休耕です。

申請人は、自宅に隣接の申請地を来客用駐車場及び回転場として利用するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北に約 8 0 0 m の距離にある、●●に位置する農地です。

平成 2 3 年 1 月に●●●番から分筆し、時効取得により畑として所有権移転を行っています。既に造成工事を行っていることから、始末書が提出されています。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、公共投資の対象となっていない、概ね10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、岩政委員、お願いします。

10番 岩政君

この農地は第3種農地でございまして、●●の東の上の方でございまして、共同住宅と駐車場で、関係者現地を確認いたしましたけど、全て特別な問題はございませんので、皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

続きまして、整理番号2番につきましては、原田委員、お願いします。

6番 原田君

整理番号2番についてですが、ただ今事務局から説明があったとおりで、何ら問題はないと思われますので、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号2番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、整理番号1番及び2番の議案第178号につきまして、原案のとおり可決・承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第178号につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして議案第179号を上程します。

事務局の説明をお願いします。

局長 後君

議案第179号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人 外1名(田623㎡ 畑547㎡)から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権取得のため、農地法第5条第1項の規定による申請があったので許可の可否について農業委員会の意見を求めます。

令和5年7月18日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君
(5条-1)

調書に基づきまして、ご説明申し上げます。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番 地目 畑 面積613㎡の内300㎡です。

利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。議案第177号3条許可申請の整理番号2番と同じ地番の一部で、受人も同じです。

渡人は、高齢のため耕作管理が困難で、後継者もいないため譲り渡すものです。

受人は、申請地●●●番の全部を譲り受け、全面積613㎡の内300㎡を自己用住宅建設用地へと転用するものです。残りの313㎡は、さきほど可決・承認されましたが畑として耕作されます。

申請地は、位置図に示していますが、●●から東に約1.4kmの距離にある、●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 中原君
(5条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番 地目 畑 面積247㎡ 外1筆 合計 田623㎡ 畑247㎡です。

利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、休耕中の申請地について受人からの強い要望を受け、譲り渡すものです。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、パネル設置面積340.39㎡、発電出力72.6kwの太陽光発電設備を建設するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北に約400mの距離にある、●●沿いの農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、公共投資の対象となっておらず、令和2年6月の農業振興地域整備計画の全体見直しで農用地区域から変更されており、概ね10ha未満の小集団の農地として、第2種農地と判断されます。「1立

地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、岩政委員。

10番 岩政君

今、事務局の方から説明がございましたように、調書のとおりでございまして、全ての基準に適合しております。特に問題ございませんので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号2番につきましては、原田委員。

6番 原田君

現地を調査いたしました但、事務局から説明があつたとおりで、何ら問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号2番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、整理番号1番及び2番の議案第179号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よつて、議案第179号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして、議案第180号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 後君

議案第180号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人 外1名(田3, 879㎡ 畑4, 566㎡)から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権取得のため、農地法第5条第1項の規定による申請があつたので許可の可否について農業委員会の意見を求めます。

令和5年7月18日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君
(5条-1)

調書に基づきまして、ご説明申し上げます。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番 地目 田 面積1,868㎡

外2筆 合計 田3,879㎡です。

権利の種類は、所有権の移転です。

渡人は、いずれも受人からの要望により譲り渡すものです。

受人は、●●で不動産業を営む法人で、申請地に建売住宅を15区画建設するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北に約1.2kmの距離にある、●●沿いの農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、公共投資の対象となっていない、概ね10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

なお、本件につきましては、転用面積が3,000㎡を超えているため、山口県農業会議常設審議委員会の意見を聴く聴取対象となり、承認された場合に許可する案件になります。

次長 中原君
(5条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番 地目 畑 面積470㎡ 外4筆 合計 畑4,566㎡です。

権利の種類は、所有権の移転です。

渡人は、維持管理が困難で、後継人もおらず、受人からの要望により譲り渡すものです。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、パネル設置面積1,473.79㎡、発電出力319.37kwの太陽光発電設備を建設するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から西に約500mの距離にある、●●沿いの農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、公共投資の対象となっていない、概ね10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

なお、本件につきましても、転用面積が3,000㎡を超えているため、山口県農業会議常設審議委員会の意見を聴く聴取対象となり、承認された場合に許可する案件になります。

局長 後君 補足説明をさせていただきます。整理番号１番の建売住宅の方ですけれども、ごみステーションが奥の方に設置するような計画がございますが、ごみステーションの設置の場所につきましては、開発行為等の事前協議の際に、所管課の市民生活課の方から対応されるように聞いております。その位置につきましては、本件の審議対象と考えておりませんので、補足して説明させていただきます。

以上です。

議長 宮本君 補足説明を終わります。
ご審議をお願いいたします。
整理番号１番につきましては、岩政委員。

１０番 岩政君 今、事務局並びに局長の方からご説明ございましたとおりでございますが、対象が３か所ございますが、現地確認をいたしました結果、特別な問題はございませんので、皆様方のご審議をお願い申し上げます。

議長 宮本君 整理番号１番について、他に質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 整理番号２番につきまして、槇本委員、お願いします。

８番 槇本君 座ったままでご無礼します。７月４日に現地確認を行いました、説明があったとおりでございますが、元々牛を飼っていたところで、今、牛を全部やめてますので草が伸びている状態ですので、太陽光でも問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長 宮本君 整理番号２番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了しまして、整理番号１番及び２番の議案第１８０号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第１８０号については、７月２８日開催予定の山口県農業会議常設審議委員会の意見を聴くこととし、許可相当とされた場合に可決・承認といたします。

議長 宮本君

続きまして、議案第181号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 後君

議案第181号 農用地利用集積計画の決定について
別紙調書のとおり農用地利用権等を設定するため、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めます。
令和5年7月18日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君

それでは、農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。計画は3件、7筆、合計6,560㎡、全て新規の利用権設定となっております。
農用地利用集積計画については、農業者等の申出により、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、なお従前の例により定めるもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の全部効率利用要件などの要件に該当するものと考えます。
以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。
ご審議をお願いいたします。
何か、利用権ですが、質疑はございますでしょうか。
（質疑なしの声あり）
質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、議案第181号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数と認めます。
よって、議案第181号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして、議案第182号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 後君

議案第182号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたの

で、農業委員会の意見を求めます。

令和５年７月１８日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君 それでは、農用地利用集積計画一覧表（農地中間管理事業）をご覧ください。

山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を行い、公益財団法人やまぐち農林振興公社が農地中間管理権を取得するものです。

新規１件、１筆、９８０㎡の計画です。

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定により、なお従前の例によるもので、改正前の各要件を満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君 補足説明を終わります。
ご審議をお願いいたします。
何か質疑はございますでしょうか。
これは、ほ場整備の一環になります。

質疑がないようなので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了して、議案第１８２号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数と認めます。
よって、議案第１８２号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして、議案第１８３号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 後君 議案第１８３号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画の案の提出について
別紙調書のとおり農用地利用集積等促進計画の案を提出するため、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので農業委員会の意見を求めます。

令和５年７月１８日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、中原次長が説明いたします。

次長 中原君 農用地利用集積等促進計画（配分）一覧表（案）をご覧ください。

計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。

なお、本計画案の決定後、県知事が認可し、公告することにより、受け手に農地が貸し付けられます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

何か質疑はございますでしょうか。

これは、議案第182号を中間管理機構に委託して、中間管理機構から●●に貸借ということになります。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了し、議案第184号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数と認めます。

よって、議案第184号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前9時41分)